中期目標案(第3期)

## 中期計画原案(第3期)

## [参考] 中期計画(第2期)

#### 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標

## 前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、2009 年度の法人設立以降、県立3病院(県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院)を運営し、他の医療機関では対応困難な高度・専門医療等の提供をはじめ、救急医療や災害時医療の提供、公的医療機関への医師派遣など、本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきました。

2014年度から2018年度までの第2期中期目標期間においては、地方独立行政法人制度の特徴を活かした病院運営を行い、県立総合病院における先端医学棟の開棟をはじめ、先進的な医療施設の整備及び医療機器の導入など、医療の質の向上とその提供体制づくりに取り組んでいます。

また、経営面においても、設立以降毎年度経常収支黒字を達成しており、健全な病院運営が続いております。

医療の高度化や医療ニーズの多様化が進む一方で、超高齢社会が到来し、2025年には全ての団塊世代が75歳以上となることから、2025年における医療提供体制を確保するため、県では地域医療構想を策定し、医療機能の分化や地域の医療機関の連携を推進しています。

このような中で、2019 年度から始まる第3期中期目標期間においては、本県の医療政策の方針を定めた静岡県保健医療計画や総務省が策定した新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、県立病院として、継続して本県の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献することとし、その機能を強化して、県民の医療ニーズに応え、安全で質の高い医療の提供を図っていく必要があります。また、PDCA サイクルが適切に機能するために、県立病院機構が自主的に定量的目標を策定し、業務運営に取り組む必要があります。

この中期目標は、第3期中期目標期間における県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療の確保や向上のため、県立病院機構が以下の項目に真摯に取り組み、目標が実現されることを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据 え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難 な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 医師の確保及び育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派 遣を行うこと。また、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。

### 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期計画

#### 前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、2009年度の法人設立以降、県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院(以下「県立病院」という。)を運営し、高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすことを使命とし、本県の政策医療を担い、効率的、効果的な病院運営に取り組んできました。

2014 年度から 2018 年度までの第 2 期中期計画期間においては、**県立総合病院の先端医学棟の開棟をはじめ、こころの医療センターやこども病院においても先進的な医療の提供や医療体制の充実に努め、医療の更なる質の向上に取り組む**など、県立病院としての使命を果たしてきました。

経営面では、経費の削減努力等により、設立以降毎年度経常収支黒字を達成してい ます。

2019 年度から始まる第<u>3</u>期中期計画期間においては、<u>今後の更なる高齢化の進展や医療需要の変化に対応していくため、国における医療提供体制の改革を始め、**静岡県保健医療計画や新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、県立病院が求められる役割を果たせるよう取り組みます。**</u>

具体的な取り組みとしては、引き続き救急医療等を始めとした高度で専門的な医療の提供や地域医療の支援に重点を置いて、医療技術の進歩を的確に取り入れ、県民の医療に対する期待に応えるべく、安全で質の高い先進的な医療の提供に積極的に努めます。

県立病院機構は、下記の基本方針に従って中期計画を策定し、県から示された中期 目標の達成に向けて全職員が<u>協力</u>して取り組み、<u>県民の信頼</u>と安心を得る病院であり 続け、本県の医療の確保と向上に貢献していきます。

- 1 科学的根拠に基づく最適な医療を安全に提供し、県民に信頼される「第一級の病院」として、本県医療の規範となる役割を果たす。
- 2 「地域医療支援の中心的機能」を果たす<u>ため</u>、高度・専門・特殊医療、救急・急性 期医療等、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療など、県の医療政策に対 し積極的に取り組む。
- 3 教育研修<u>をはじめ</u>、臨床研究機能の充実強化、**勤務環境を向上**することにより魅力 ある病院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成及び**県との協働による本県の医師 確保対策に取り組む**。
- 4 職員一人ひとりが医療の質の向上を目指し、先駆的な取組や業務の改革と改善に努め、その成果を情報発信し、県民や他の医療機関との共有を図る。また、全ての職

### 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期計画

#### 前文

地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、平成21年度の法人設立以来、高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすことを使命とし、本県の政策医療を担いながら県立病院機構職員一丸となって健全な業務運営に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化、疾病構造の変化や社会保障費の増大等、対応していく 課題はますます増加しており、国は医療提供体制の改革を進めています。

平成26年度から始まる第2期中期計画期間においては、引き続き救急医療等を始めとした高度で専門的な医療の提供及び地域医療の支援に重点を置くとともに、医療技術の進歩を的確に取り入れ、県民の皆様の医療に対する期待に応えるべく、先進的な医療の提供に積極的に努めていきます。

県立病院機構は、下記の基本方針に従って中期計画を策定し、県から示された中期 目標の達成に向けて職員が一致協力して取り組み、県民の皆様の信頼と安心を得る病 院であり続けるとともに、本県の医療の確保と向上に貢献していきます。

- 1 科学的根拠に基づく最適な医療を安全に提供し、県民に信頼される「第一級の病院」として、本県医療の規範となる役割を果たす。
- 2 「地域医療支援の中心的機能」を果たすべく、高度・専門・特殊医療、救急・急性期医療等、他の医療機関では対応困難な医療や不採算医療など、県の医療政策に対し積極的に取り組む。
- 3 教育研修や臨床研究機能の充実強化、就労環境を向上することにより魅力ある病 院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成に最優先で取り組むとともに、県との協 働による本県の医師確保対策に取り組む。
- 4 職員一人ひとりが医療の質の向上を目指し、先駆的な取組や業務の改革・改善に 努めるとともに、その成果を情報発信し、県民や他の医療機関との共有を図る。

中期目標案(第3期) 中期計画原案(第3期) [参考] 中期計画(第2期)

5 医療水準の向上及び医療人材の確保を目指し、臨床研究に取り組むこと。また、 県立総合病院のリサーチサポートセンターにおいて県が推進する社会健康医学研 究に協力すること。

#### 第1 中期目標の期間

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間とする。

## 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、質の向上に取り組み、多様化する県 民の医療ニーズへの対応に努めること。

また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう、県民視点での情報発信に 努めるほか、患者や家族の立場に立ち、その満足度が高められるよう、創意工夫に取 り組むこと。

#### 1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療理念や県立病院が担う役割を明確にし、 他の医療機関との機能分担や連携のもと、医療の質の向上に努め、患者や家族、地 域から信頼される医療を提供すること。

## (1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係 の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のも とに安全に提供すること。

#### (2) 県立病院が担う役割

他の医療機関では対応困難な高度・特殊医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供するとともに、地域連携に努め、県内医療機関の中核病院としての役割を果たすこと。また、医療技術の進展等に対応し、高度・専門医療等の更なる充実・強化に努めること。

<u>員が職務について高い満足度を持って取り組むことのできる職場環境の構築に努め</u>る。

5 県立総合病院のリサーチサポートセンターを活用して、臨床研究や県が推進する社会健康医学研究に取り組む。

#### 第1 中期計画の期間

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上を達成するためと るべき措置

県立病院では、県民の医療需要に的確に対応し、県内医療水準の向上を常に目指すため、定量的目標を定め、医療の提供を行うとともに、県立病院にふさわしい優秀な人材の確保と育成、医療に関する調査及び研究、地域への支援、県民の安心、安全を守るための災害等における医療救護体制の整備に努める。

#### 1 医療の提供

県立病院機構の職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、医療 機関に求められる基本的な診療理念を理解し、医療の提供に当たってはそれを実 践する。

## (1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明など、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

#### (2) 県立病院が担う役割

他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療が確実に提供できるように、 先進的技術・治療法の導入に努める。情報通信技術を活用した医療連携や疾患ご との地域連携を推進する。

県内医療機関の中核病院として、緊急時における後方病床の確保や人材育成な どの支援体制の整備を行うとともに、地域の医療機関との機能分担や紹介率・逆 紹介率の向上により、地域連携の強化を図る。

## 【目標值】

<u> </u>	区 分	2017 年度	実績値	2023 年度目標値		
	<u>総 合</u>					
紹介率	<u>こころ</u>					
	<u>こども</u>		揺	查中		
	<u>総 合</u>		7 H			
逆紹介率	<u>こころ</u>					
	<u>こども</u>					

#### 第1 中期計画の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

## 第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

県民の医療ニーズに的確に対応していくため、県立病院にふさわしい優れた人材 の確保及び育成に重点的に取り組む。

また、県内医療水準の向上を目指し、地域医療支援の中心的機能を果たすため、人材、技術、施設、情報など県立病院が有する医療資源の地域への開放や成果の情報発信を引き続き推進する。

#### 1 医療の提供

県立病院機構の全職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、医療機関に求められる基本的な診療理念を理解し、医療の提供に当たってはそれを 実践する。

## (1) 基本的な診療理念

診療に当たっては、患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明など、患者との信頼関係の構築に努めるとともに、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

## (2) 県立病院が担う役割

県立病院が担う高度・専門・特殊医療が確実に提供できるよう、地域の医療機関との相互連携や機能分担を進める。併せて、情報通信技術を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携ネットワークづくりを進める。また、先進的技術・治療法の導入についても積極的に取り組む。

中期目標案(第3期) 中期計画原案(第3期) [参考] 中期計画(第2期)

#### (3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県立総合病院においては、先端医学棟の設備・機能を最大限に活用し、3大疾患(がん、脳血管疾患、心疾患)を中心に高度・専門医療や急性期医療等を提供すること。また、高度救命救急センターの運用による広範囲熱傷等の特殊疾病患者の受入等、高度救急医療を継続して提供するほか、広域的な救急医療の提供への対応を図ること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率90%以上、入院患者満足度90%以上、外来患者満足度85%以上の達成を目指すこと。

県立こころの医療センターにおいては、精神科救急・急性期医療の提供や他の 医療機関では対応困難な治療の実施及び司法精神医療の充実を図るほか、多様な 精神疾患への対応や早期入院・早期社会復帰を支援する医療提供体制の充実に努 めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率 85%以上、外来患者 満足度 85%以上の達成を目指すこと。

県立こども病院においては、小児重症心疾患患者やハイリスク胎児・妊婦、新生児に対する高度・先進医療を提供すること。また、小児がん拠点病院としての機能強化、高度な小児救急医療の充実及び児童精神分野の医療の充実を図るほか、患者の円滑な退院・在宅移行を支援する体制整備に努めること。

なお、中期目標期間の各事業年度において、病床利用率 75%以上、入院患者 満足度 90%以上、外来患者満足度 90%以上の達成を目指すこと。

さらに、県立3病院は、結核、エイズ等の感染症医療や難病医療、移植医療、 アレルギー疾患医療等を提供すること。また、認知症をはじめとした精神科患者 の身体合併症、周産期医療における産科合併症以外の合併症及び二次的障害を含 む発達障害への対応など、一病院では対応が困難な分野においては、県立3病院 のそれぞれの特性を活かし、相互に連携を取り、適切な対応を図ること。

その他、移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題に取り組み、今後の疾病構造や県民の医療ニーズの変化等に対応し、県が求める政策医療に協力すること。また、医療施設や機器の整備については計画的に実施するとともに、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じ、機動的な対応を行うこと。

#### (3) 県立病院が重点的に取り組む医療

**県が掲げる6疾病5事業**を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

- ア 循環器疾患・がん疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総 合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。
- イ 周産期医療における産科合併症及び脳卒中等産科以外の疾患による合併症 や精神科患者の身体合併症などについては、各県立病院が連携して取り組 む。
- ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療、移植医療、**アレルギー疾患医療**に着実に取り組む。
- <u>エ</u> リハビリテーションや相談援助の体制を充実し、患者の社会復帰、生活支援、 就学・就労につながる支援等に取り組む。
- オ 遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組む。
- 力 認知症については、鑑別診断や周辺症状と身体合併に対する急性期治療、専門医療相談等の実施に取り組む。発達障害については、<u>早期療育につなげる</u>鑑別診断や治療を実施する。また、地域の保健福祉関係者への助言等の医学的支援や、医療従事者や教育関係者に対する研修の実施に取り組む。
- <u>キ</u> 移行期医療や医療的ケア児への対応など新たな課題については、県と連携 して取り組む。
- <u>ク</u> 高度・専門・特殊医療を県民に提供する第一級の病院であり続けるために、 <u>適切な治療やハイブリッド手術室の活用、ロボット支援手術・放射線治療等</u> <u>の拡充など、高度な治療への対応の強化に取り組む。また、</u>医療を取り巻く 環境変化に応じて、先進的な施設や設備等の充実に努める。
- <u>ケ</u> 各県立病院は、<u>質の高い医療を継続的に提供するため、</u>次のとおり重点的 に取り組む。

#### (3) 県立病院が重点的に取り組む医療

県が掲げる7疾病5事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

- ア 循環器疾患・がん疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総 合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。
- イ 周産期医療における産科合併症及び脳卒中等産科以外の疾患による合併症 や精神科患者の身体合併症などについては、各県立病院が連携して取り組 む。
- ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療に着実に取り組む。
- エ 先進的医療である移植医療に取り組む。
- オ リハビリテーションや相談援助の体制を充実し、患者の社会復帰、生活支援、 就学・就労につながる支援等に取り組む。
- カ 遺伝子解析・診断を活用した疾患の予防、治療及び相談支援に取り組む。
- キ 認知症については、鑑別診断や周辺症状と身体合併に対する急性期治療、専門医療相談等の実施に取り組む。また、発達障害については、鑑別診断や治療を実施するとともに、地域の保健福祉関係者への助言等の医学的支援や、医療従事者や教育関係者に対する研修の実施に取り組む。
- ク 高度・専門・特殊医療を県民に提供する第一級の病院であり続けるために、 低侵襲治療や高度な治療への対応の強化 (ハイブリッド手術室の整備、ロボット支援手術・放射線治療等の拡充) など、医療を取り巻く環境変化に応じて、先進的な施設及び機器等の充実に取り組む。
- ケ 各県立病院は医療の提供に当たり、次のとおり重点的に取り組む。

# 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標、中期計画原案比較表中期計画原案(第3期)

[参考] 中期計画(第2期)

中期目標案(第3期)

(ア) 県立総合病院	(ア) 県立総合病院
・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、常時高度な専門的治療	・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、24 時間を通して高度な
を提供する。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理するため、地域	専門的治療を提供する 。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理する
の医療機関との連携を強化する。	ため、地域の医療機関との連携を強化する。
・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、最新・最良の診断、	・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、最新・最良の診断、
ロボット支援手術などの先進的手術及び化学療法、放射線治療を組み合わ	ロボット支援手術などの先進的手術及び化学療法、放射線治療を組み合わせ
せた高度な集学的治療や予防医療を提供する体制を整備し、地域の医療機	た高度な集学的治療や予防医療を提供する体制を整備するとともに、地域の
関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。	医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。
・認知症や精神科患者の身体合併症などに対応できる体制を整備する。	
・先端医学棟に整備した各種ハイブリッド手術室や放射線治療室の運用に	
<u>より、適切な治療を提供していく。</u>	
・ <u>高度</u> 救命救急センターとして一層の充実を図 <u>り、</u> 広範囲熱傷等の特殊疾	・救命救急センターとして一層の充実を図るとともに、広範囲熱傷等の特殊
病患者に対応 <u>していく。</u>	疾病患者に対応するため、高度救命救急センターを目指した整備を図る。
・各事業年度において、効率的な運営を図るため病床稼動率の向上を目指	
す。また、県民に安全で質の高い医療の提供を行うため、クリニカルパス	
の適用率や入院患者満足度及び外来患者満足度の向上を目指す。	
【目標値】	
区 分         2017 年度実績値         2023 年度目標値	
手術件数	
病床稼働率 精査中	
クリニカルパス適用率	
上 主 港 日 庄	
<u>患者満足度</u> <u>外来</u>	
イ) 県立こころの医療センター	(1) 目立ところの反応わいた。
・24時間を通して精神科救急医療相談に応じる。救急患者を受け入れ、新た	<ul><li>(イ)県立こころの医療センター</li><li>・24時間を通して精神科救急医療相談に応じるとともに、救急患者を受けり</li></ul>
な入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期	れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科教
医療の提供体制の <u>充実</u> を図る。	急・急性期医療の提供体制の整備を図る。
・他の医療機関では対応困難な精神疾患患者への先進的治療に積極的に取	・他の医療機関では対応困難な精神疾患患者への先進的治療に積極的に取り
り組む。	組む。
・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、多職種チー	・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、多職種チー
ムによる包括的在宅医療支援体制を構築する。	ムによる包括的在宅医療支援体制を構築する。
	・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関す
「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関す	
・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に果たす。	る法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に見
が法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に果 にす。	
法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に果	る法律」の司法精神医療について、指定医療機関としての役割を積極的に

中期目標案(第3期)	中期計画原案(第3期)	[参考] 中期計画(第2期)
	- 各事業年度において、効率的な運営を図るため病床稼動率の向上を目指す。 また、県民に安全で質の高い医療の提供を行うため、外来患者満足度の向上を目指す。  【目標値】  区 分 2017 年度実績値 2023 年度目標値	(ウ) 県立こども病院 ・小児重症心疾患患者に対し、24時間を通して高度な先進的治療を提供する ため、ハイブリッド手術室等の先進設備を整備する。加えて、小児心疾患治療のリーディング施設として専門医等の育成に努める。 ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるとともに、新生児に対して、高度な先進的治療を提供するための体制を拡充する。 ・本県における小児がんの拠点機能を有する病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組む。 ・24時間を通して重篤な小児松命救急患者の受入体制を維持・強化するとともに、救急医療全般にわたって地域の医療機関と分担して受け入れる体制を整備する。 ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。

#### 2 医療従事者の確保及び質の向上

各病院及び地域の医療水準の維持・向上を図るため、医師、看護師等医療従事者の確保に努めること。また、優秀な人材を育成するため、院内研修及び国内外との交流による研修機能の充実を図ること。さらに、医療従事者が働きやすい環境の整備に努めること。

## (1) 医療従事者の確保・育成

各病院が有する物的・人的資源を活用した研修プログラムを充実させることにより、各病院において臨床研修医や専攻医の確保・育成に取り組むほか、県との協働により、本県の医師確保対策に取り組むこと。また、看護師及びその他の医療従事者の資質向上のため、所有施設を有効活用した研修の充実を図るとともに、看護師養成施設等からの実習生受入れなど、県内の看護師の養成に協力すること。

#### (2) 勤務環境の向上

優秀な医療従事者を確保するため、働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や職員の精神面を含めた健康保持に配慮するほか、医師をはじめとした医療従事者の業務分担を行うなど、勤務環境の向上を図ること。

## 3 医療に関する調査及び研究

医療や県民の健康寿命延伸に関する調査及び研究を行い、県立病院が提供する医療の高度化や本県の医療水準の向上、県民の健康寿命の延伸に寄与すること。

#### (1) 研究機能の強化

各病院が臨床研究に取り組み、その研究成果の発信等により、県内医療水準の向上及び医療人材の確保に努めること。また、県立総合病院のリサーチサポートセンターにおいて、医療ビッグデータを活用した疫学、ゲノム研究など県が推進する社会健康医学研究に協力すること。さらに、産学官との連携による共同研究や治験に取り組むこと。

#### 2 医療従事者の確保及び質の向上

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、 医療従事者が専門業務に専念できる体制や<u>働きやすい</u>環境の整備に努めることに より、優秀な人材の確保<u>を行う。また、</u>教育研修機能の充実や国内外の医療機関 との交流などを推進し、医療従事者の育成に積極的に取り組む。

#### (1) 医療従事者の確保・育成

県立病院が<u>中心</u>となり、**医療技術向上と医師養成の特色のある取組を設け、 充実した研修体制を整備し、臨床研修医や専攻医の技能や知識の向上に努める ほか、県との協働による本県の医師確保対策に取り組む**。また、県立総合病院のメディカルスキルアップセンターの機能拡充や、県立こども病院のラーニングセンター<u>を活用して</u>、医師、看護師及びその他の医療従事者の教育研修体制の強化に努める。実習生の受入れや職員の派遣<u>などを通じて</u>国内外の医療機関と交流を進める。

### (2) 勤務環境の向上

医師をはじめとした医療従事者の業務分担の実施をはじめ、 仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減、職員の健康保持 への配慮や院内保育所の活用など、職員が働きやすく、働きがいを実感できる 勤務環境づくりを進める。

## 3 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上<u>と県民の健康寿命延伸</u>に寄与するため、病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、診療録の電子化等の医療情報基盤の活用・充実強化に努める。

#### (1) 研究機能の強化

県立総合病院のリサーチサポートセンターを活用し、各病院が臨床研究に積極的に取り組み、その成果を発信することなどにより、県内医療水準の向上と医療人材の確保に努める。また、県が定めた社会健康医学研究推進計画に基づき、社会健康医学の研究推進に協力する。治験や調査研究事業の推進に参画できるよう引き続き体制の整備を行い、県立大学等の研究機関との共同研究にも取り組む。

## 2 医療に関する技術者(医師、看護師等医療従事者)の研修を通じた育成と質の向上

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、 医療従事者が専門業務に専念できる体制の整備や就労環境の向上などを図ること により、優秀な人材の確保に努めるとともに、教育研修機能の充実や国内外の医 療機関との交流などを推進し、医療従事者の育成に積極的に取り組む。

#### (1) 医師の卒後臨床研修\_\_の充実・強化等

県立病院が核となり、特色のある研修プログラムの開発とその推進体制を強化し、研修医にとって魅力あるプログラムを提供する。 また、県立総合病院のメディカルスキルアップセンターの利活用や、県立こども病院のラーニングセンター整備を行い、医師、看護師及びその他の医療従事者の教育研修体制の強化に努めるとともに、実習生の受入れや職員の派遣等、国内外の医療機関との交流を進める。

#### (2) 就労環境の向上

仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減、 職員の健康保持への配慮や院内保育所の活用など、職員が働きやすく、また、 働きがいを実感できるような環境づくりを進める。

## (3) 知識や技術の普及

医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい体制を維持するとともに、院内研修等教育研修機能を県内の医療従事者へ積極的に開放していく。

## 3 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上に寄与するため、病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、診療録の電子化等の医療情報基盤の整備・充実強化に努める。

#### (1) 研究機能の強化

生活習慣病や遺伝子診療、脳科学等の臨床研究を行うことのできる環境の整備及び研究支援体制の充実を図る。また、治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう引き続き体制を整備する。さらに、県立大学等の研究機関との共同研究にも取り組む。

中期目標案(第3期) 中期計画原案(第3期) [参考] 中期計画(第2期)

#### (2) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のため に活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

## 4 医療に関する地域への支援

本県の地域医療の確保のため、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

### (1) 地域の医療機関等との連携・支援

県が策定する医師確保計画の推進に協力し、医師不足の公的医療機関に対し 医師派遣を行うこと。また、他の医療機関から紹介された患者の受入及び患者 に適した医療機関の紹介を積極的に行うこと。さらに、高度医療機器の共同利 用の促進、ICTを活用した他の医療機関等との医療情報の共有など、地域医 療の確保への支援を一層推進すること。

#### (2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に対し、県立病院が有する人材や知 見を積極的に提供し、県内の医療従事者の養成に貢献すること。

## (3) 県民への情報提供の充実

公開講座や医療相談の開催、ホームページの活用などを通じて県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

#### (2) 診療等の情報の活用

診療録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図るなど、<u>科学的根拠</u>を集積 し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用<u>し、</u>医療の質の向上 を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

#### 4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、積極的な支援を進める。

#### (1) 地域の医療機関等との連携・支援

## 県が策定する医師確保計画の推進に協力する。

県立病院の医師の増員及び育成を図り、地域医療を支える県内医療機関への 医師派遣の充実に取り組む。また、ICTを活用した医療連携、遠隔診断のネットワークづくりや、高度医療機器などの共同利用を推進し、県立病院の施設、 設備や機能について地域への開放を進める。

#### (2) 社会的な要請への協力及び知識や技術の普及

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対し、 引き続き柔軟に対応していくほか、医療従事者が他の機関・団体における研修 や研究等の活動に参画しやすい体制を維持する。また、院内研修等教育研修機 能を県内の医療従事者へ積極的に開放していく。

## (3) 県民への情報提供の充実

<u>定期的に公開講座、医療相談会等を開催し、ホームページ等で健康管理・増</u> 進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報提供を進め 県民の健康意識の高揚や健康に関する知識の充実に努める。

## 【目標值】

<u>X</u>	分	2017年	<u> </u>	2023 年度目標値		
	<u>総 合</u>				1	
公開講座件数	<u>こころ</u>		精垄	至中		
	<u>こども</u>					

#### (2) 診療等の情報の活用

診療録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図るなど、エビデンスを集積 し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を 図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

#### (3) 県民への情報提供の充実

定期的に公開講座、医療相談会等を開催するとともに、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報 提供を進める。

## 4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、積極的な支援を進める。

#### (1) 本県の医師確保対策への取組

県との協働による本県の医師確保対策に取り組むとともに、県立病院の医師の増員及び育成を図り、地域医療を支える県内医療機関への医師派遣の充実に取り組む。

## (2) 地域医療への支援

情報通信技術を活用した医療連携や遠隔診断のネットワークづくりを進める。また、高度医療機器などの共同利用など、県立病院の施設や設備について地域への開放を進める。

#### (3) 社会的な要請への協力

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に対し、 引き続き柔軟に対応していく。 中期目標案(第3期) 中期計画原案(第3期) [参考] 中期計画(第2期)

#### 5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担い、災害医療チーム を派遣するなど医療救護に取り組むこと。

#### (1) 医療救護活動の拠点機能

災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。特に、県立総合病院は、基幹災害拠点病院として、県内の災害時医療の中心的役割を果たすことができるよう機能強化を図ること。あわせて、国の原子力災害対策指針に基づく新たな原子力災害医療体制の整備に努めること。また、県立こころの医療センターは災害時における精神医療分野の、県立こども病院は災害時における小児医療分野の、それぞれにおける基幹的役割を果たすよう、日頃の備えに努めること。

#### (2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的 に医療救護に協力すること。

#### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人としてのメリットを最大限に活か し、一層効果的・効率的な業務運営に努め、生産性の向上を図ること。

## 1 効率的な業務運営体制の強化

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、医療資源の有効活用や業務の見直し、職員参加型の業務改善等を推進し、業務運営体制の強化を図ること。特に、未稼働病床については、その活用方法について検討すること。

#### 5 災害等における医療救護

地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日頃からの備えを進め、発生時においては静岡県医療救護計画等に基づき、 医療救護活動に従事する。

#### (1) 医療救護活動の拠点機能

日頃から実戦的な災害医療訓練を定期的に開催するなど、**医療教護活動の拠点となる病院**としての機能を維持向上し、災害等の発生時には重篤患者の受入れ、県内外<u>の</u>DMAT(災害派遣医療チーム)・DPAT(災害派遣精神医療チーム)との連携など求められる機能を発揮する。特に、県立総合病院は基幹災害拠点病院及び原子力災害拠点病院として県内の災害医療の中心的役割を、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、それぞれの分野で基幹的役割を果たすことができるよう体制整備に取り組む。

#### (2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できる よう定期的な要員訓練や、マニュアルの点検を行う。

#### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、医療の質の向上のため、適切な職員配置や組織づくりに<u>努め</u>るほか、業務改善への職員の意欲を高め、効果的で効率的な業務運営の実現を図る。

#### 1 効率的な業務運営体制の強化

医療環境の変化や県民の医療需要に的確に応じられるよう簡素で<u>効果的、</u>効率 的な組織づくりを進め、適時適切な意思決定ができる組織運営に努める。

県立病院が有する人的、物的等医療資源を有効に活用するため、常に効率的な 業務運営に取り組み、経営情報を共有し職員の経営意識の醸成を図る。

## 県立病院の病床については、未稼働病床を含め、社会経済情勢や地域医療の状 況を踏まえ、最適な方法での配置や活用を図る。

業務の改善改革への取組を奨励し、その活動を積極的に評価し、職員の意見が 反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢 れた病院づくりに取り組む。

### 【目標値】

区分		2017年	度実績値	2023 年度目標値		
	総 合					
業務改善運動推進	<u>こころ</u>		精	 査中		
制度実績件数	<u>こども</u>					
	本 部					

## 5 災害等における医療救護

地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日頃からの備えを進め、発生時においては静岡県医療救護計画等に基づき、 医療救護活動に従事する。

#### (1) 医療救護活動の拠点機能

日頃から実戦的な災害医療訓練を定期的に開催するなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上していくとともに、災害等の発生時には重篤患者の受入れ、県内外DMAT(災害派遣医療チーム)・DPAT(災害派遣精神医療チーム)との連携など求められる機能を発揮する。特に、県立総合病院は基幹災害拠点病院として県内の災害医療の中心的役割を、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、それぞれの分野で基幹的役割を果たすことができるよう体制整備に取り組む。

#### (2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できる よう定期的な要員訓練や、マニュアルの点検を行う。

#### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営に関しては、医療の質の向上のため、適切な職員配置や組織づくりに努めるとともに、業務改善への職員の意欲を高め、効率的な業務運営の実現を図る。

## 1 簡素で効率的な組織づくり

医療環境の変化や県民の医療ニーズに的確に応じられるよう簡素で効率的な組織でくりを進めるとともに、適時適切な意思決定ができる組織運営に努める。

#### 2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する人的、物的等医療資源を有効に活用するため、常に効率的な 業務運営に取り組むとともに、経営情報を共有し職員の経営意識の醸成を図る。

- ・各職員が専門性を十分に発揮できるよう体制を整備するとともに、業務量に応 じた柔軟な職員配置に努める。
- ・診療報酬など収入の適正な確保を図るとともに、業務の内容に応じた多様な契約手法の活用や事務の効率化などによるコスト縮減に取り組み、効率的な業務運営に努める。
- ・常に経営情報を把握するとともに、適時適切な措置を講じられるよう体制を整備する。また、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。

中期目標案(第3期) 中期計画原案(第3期) [参考] 中期計画(第2期)

#### 2 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

## 3 収益の確保と費用の節減

新たな診療報酬の取得可能性やDPCの係数向上等について積極的に検討を行う ほか、診療報酬制度改定に迅速に対応し、収益の確保を図ること。また、診療報 酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこと。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第3期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図ること。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図ること。

#### 2 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、引き続き法人固有の事務職員を採用<u>して業務量に</u> <u>応じた柔軟な職員配置に努め、</u>専門性<u>を十分に発揮できるよう体制を整備する。また、</u>急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう<u>に</u>病院運営や医療事務等に精 通した人材の確保にも努める。

### 3 収益の確保と費用の節減

診療報酬制度改定に迅速に対応し、収益の確保を図る。また様々な診療報酬の取得可能性やDPCの係数向上等について積極的な検討を行うほか、診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止や早期回収に努める。

費用面においては、診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努める ほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組む。

#### 第4 予算、収支計画及び資金計画

「第<u>3</u> 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第<u>3</u>期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を 100%以上とすることを目指す。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握<u>し、</u>社会保障制度の見直 しや診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応 を図り、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。こ れら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図る。

- 1 予 算
- 2 収支計画 (別表のとおり)
- 3 資金計画

## 【目標値】

区	2017年月	度実績値	2023 年度目標値		
経常収支比率					
	<u>総 合</u>				
入院延患者数	<u>こころ</u>				
	<u>こども</u>		#	 ·查中	
	<u>総 合</u>		115	T	
外来延患者数	<u>こころ</u>				
	<u>こども</u>				

#### 3 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、引き続き法人固有の事務職員を採用するとともに、専門性の向上に計画的に取り組む。併せて、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう病院運営や医療事務等に精通した人材の確保に努める。

#### 4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務の改善改革への取組を奨励し、その活動を積極的に評価するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。

#### 第4 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、第2期中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を 100%以上とすることを目指す。

業務運営に当たっては、日頃から経営状況を的確に把握するとともに、社会保障制度の見直しや診療報酬の改定など、病院経営に大きく関わる環境変化に対しても適切な対応を図る。これら取組を通じて、中長期的な病院運営の健全化や経営基盤の強化を図る。

- 1 予 算
- 2 収支計画 (別表のとおり)
- 3 資金計画

	地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標、	中期計画原案比較表
中期目標案(第3期)	中期計画原案(第3期)	

	1 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	【参考】 中州計画(第2期)				
	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額				
	1 限度額	1 限度額				
	<u>●, ●●●</u> 百万円	2,000 百万円				
	2 想定される短期借入金の発生理由	2 想定される短期借入金の発生理由				
	賞与の支給等、資金繰り資金への対応	賞与の支給等、資金繰り資金への対応				
	第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産					
	<u>の処分に関する計画</u>					
	<u>なし</u>					
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画				
	なし	なし				
	第 <u>8</u> 剰余金の使途	第7 剰余金の使途				
	決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充	決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等 に				
	てる。	充てる。				
	第 <u>9</u>   料金に関する事項	第8 料金に関する事項				
	1 使用料及び手数料	1 使用料及び手数料				
	理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。	理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。				
	(1)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準	(1)健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準				
	用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第					
	80 号) 第71 条第1項の規定に基づく方法により算定した額	80 号) 第71 条第1 項の規定に基づく方法により算定した額				
	37 37 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	50 57 710 11 71 7 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149	(2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149				
	条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第	条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第				
	74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額	74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額				
	(3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額	(3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める 額				
	0 244	0 244				
	2 減免	2 減免				
	理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部					
	を減免することができる。	を減免することができる。				
第5 その他業務運営に関する重要事項	第 <u>10</u> その他県の規則で定める業務運営に関する事項	第9 その他県の規則で定める業務運営に関する事項				
	1 中期目標期間中の長期借入金の限度額	1 中期目標期間中の長期借入金の限度額				
1	総額 ●●,●●●百万円	総額 28,727 百万円				

[参考] 中期計画(第2期)

中期目標案(第3期) 中期計画(第2期) 中期計画(第2期)

## 1 法令・社会規範の遵守

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範 を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の 情報発信に積極的に取り組むこと。

## 2 計画的な施設及び医療機器の整備

施設整備・医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療ニーズ等を総合的に鑑みて計画的に実施すること。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還等を考慮し、十分に検討した上で整備すること。また、県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行うこと。

2 積立金の処分に関する計画

第<u>2</u>期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条の処理を 行ってなお積立金があるときは、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

3 法令・社会規範の遵守

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を 尊重し、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極 的に取り組む。

4 計画的な施設及び医療機器の整備

施設整備・医療機器の整備については、費用対効果、地域の医療需要等を総合的 に鑑みて計画的に取り組む。特に、高額な医療機器については、減価償却費や償還 等を考慮し、十分に検討した上で整備する。また、県民の医療需要の変化や医療技 術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行う。 2 積立金の処分に関する計画

第1期中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法第40条の処理を 行ってなお積立金があるときは、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

県民の医療ニーズの変化や医療技術の進展など、環境の変化に対応し、必要に応じ、計画等の見直しを行う。

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標、中期計画原案比較表

中期目標案(第3期)			中期計画原理	案(第3期)				[参考]	中期計画(第:	2期)		
	1											
	<u>&lt;目標</u>	<u>&lt;目標値一覧&gt;</u>										
		<u>X</u>	分	2017年	度実績値	2023	年度目標値					
			<u>入</u>	<u>院</u>								
			形态	来								
		患者満足度										
		芯有個足反		来		<u> </u>						
			( C & F) = -	<u>院</u>								
			<u> </u>	来								
		手術件数(総合病	<u>院)</u>									
		クリニカルパス適用	<u>                                      </u>									
	医	(総合病院)										
	療	クロザピン投与患	者数			精						
	機	(こころの医療セ	ンター)_									
	能	心臓カテーテル治療	療実績			査						
	等	(こども病院)				中						
	指		総合									
	標	紹介率	<u>こころ</u>			F						
		<u> </u>	<u>こども</u>			-						
			1			-						
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	総合			-						
		逆紹介率	<u>こころ</u>			$\vdash$						
			<u>こども</u>									
			<u>総合</u>									
		公開講座件数	<u>こころ</u>									
			<u>こども</u>									
		経常収支比率				_						
			<u>総 合</u>									
		病床稼働率	<u>こころ</u>									
			<u>こども</u>									
			<u>総 合</u>									
		入院延患者数	<u>こころ</u>									
	営		<u>こども</u>									
	指		総 合									
	標	外来延患者数	<u>こころ</u>									
			<u>こども</u>									
			総合									
		業務改善運動推	<u>こころ</u>									
		進制度実績件数	<u>こども</u>									
			本部									
		<u> </u>				1						